

東京都北区議会

令和2年第4回定例会で可決した意見書

- 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
- 選挙ポスターのあり方に関する意見書

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

公益社団法人日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また結婚年齢が高くなるなどで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療費助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、本区議会は、政府に対し、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1、不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2、不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3、不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。
- 4、不育症並びに、不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月4日

東京都北区議会議員 渡辺 かつひろ

内閣総理大臣
厚生労働大臣

菅 義 偉 殿
田 村 憲 久 殿

選挙ポスターのあり方に関する意見書

選挙公報については、品位を損なう行為について規制がある。東京都選挙執行規程第56条では「都議会議員選挙の選挙公報の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報の品位を損なう文言等を記載し、又は記録してはならない。都委員会は、前項の規定に抵触する文言等があると認めた場合は、候補者に対して、当該文言等の訂正等を求めることができる」となっている。この規定があるため、選挙公報には品位が保たれている。

選挙ポスターにおいては、品位を確保することを促進する内容の規定が存在しない。そのため、昨今、選挙ポスターの内容として、猥褻若しくは著しく品位を損ないかねないものが出てきている。

このような選挙ポスターの公営掲示は、候補者等被写体となった人物を「性的対象物」として見ることをあおり、公営掲示によって不本意に目にせざるを得ないことによる苦痛を、子どもたちを含む多くの区民へ与えることになる。そのため、このような選挙ポスターは、子どもたちの健やかな成長を阻害する可能性があり、人権を脅かしかねないものである。

以上のことから、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、誰もが安心して政治参加・参画できる社会の推進、主権者教育・人権教育の拡充、ハラスメントについての啓発強化等の措置を進めていくことが必要である。

よって、本区議会は、政府及び東京都に対し、選挙ポスターの公営掲示において、東京都選挙執行規程第56条と同様の規定を定めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月4日

東京都北区議会議長 渡辺 かつひろ

総務大臣
東京都知事

武田良太 殿
小池百合子 殿